

～リサイクルに皆様のご協力をお願いします～

2月2日(月)から使用済小型家電の回収を開始します

福島市は、平成25年4月1日に施行された小型家電リサイクル法の実証事業対象地域に選ばれました。「小型家電リサイクル法」は携帯電話やデジタルカメラなどに含まれる貴金属やレアメタル(希少金属)などの再資源化やごみ減量化のために定められた法律です。市が回収ボックスを設置するなどして小型家電を回収し、再資源化を行う業者に引き渡す仕組みです。

■問/清掃管理課 ☎525-3744

Q. どのような小型家電を回収するの？

A. 携帯電話、デジタルカメラ、ラジオ、MDプレーヤー、パーソナルコンピューター、電子辞書、携帯型ゲーム機など回収ボックスの投入口(15cm×30cm)に入る大きさの小型家電を対象に回収します。

※家電リサイクル法対象家電(テレビなど)は回収できません。

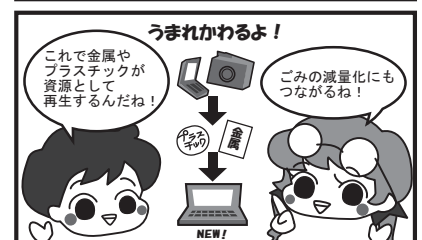
Q. 回収方法は？

A. 市内の公共施設や民間商業施設に回収ボックスを設置しますので、直接投入してください。また、環境フェスタなどのイベント開催時にも回収ボックスを設置し回収します。

Q. いつから回収を始めるの？

A. 2月2日(月)から回収を始めます。

回収する小型家電の種類や回収ボックスの設置場所は、清掃管理課や各支所などで今月下旬から配布するチラシ、市政だより2月号、市ホームページなどで詳しくお知らせします。



～「Reuse(リユース)」って、なに?～

「3R」とは、ごみの減量化に向けて重要なReduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の3つの頭文字を表しています。今回はその一つ「Reuse(リユース)」について紹介します。

Reuse(リユース)とは、

「**使えそうなものは何回も繰り返し使う**」ことです。

では、私たちは日常生活で具体的にどんなことができるでしょうか？

【日常生活でできる取り組み例】

- ①修理できる物は、修理して長く使う
- ②リターナブル容器(牛乳瓶や一升瓶などのように、販売店で回収し、洗って再び使えるようにする容器)を利用する
- ③フリーマーケットやリサイクルショップなどを活用する など

この他にも、私たちが日常生活でできる取り組みはたくさんあります。いらなくなったものをごみとして捨ててしまう前に、もう一度有効活用できないか考えてみましょう。

次回は、Recycle(リサイクル)について紹介するよ。



おしえて!
ももりん

第4回

このコーナーでは、ももりんが福島市のごみ処理の現状などをシリーズでお知らせします。
問/清掃管理課 ☎525-3744

みんなの住むまち
福島市のすがた
ごみの減量化に向けて

